

令和3年11月9日（火曜日）第1号

| | |
|-------------------|------|
| ○議事日程 | 1 頁 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 頁 |
| ○出席議員 | 1 頁 |
| ○欠席議員 | 1 頁 |
| ○説明のため出席した者 | 1 頁 |
| ○職務のため出席した事務局職員 | 2 頁 |
| ○開会宣告 | 3 頁 |
| ○開議宣告 | 3 頁 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名 | 3 頁 |
| ○日程第 2 会期の決定 | 3 頁 |
| ○諸般の報告 | 3 頁 |
| ○日程第 3 議案第149号から | |
| 日程第 5 議案第151号まで | 3 頁 |
| ○委員会付託省略の議決 | 4 頁 |
| ○閉会宣告 | 10 頁 |
| | |
| 署名 | 11 頁 |
| | |
| 参考資料 | |
| ○議決結果表 | 13 頁 |
| ○会期及び日程 | 15 頁 |

令和3年五所川原市議会第8回臨時会会議録（第1号）

◎議事日程

令和3年11月9日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 議案第149号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号））
第 4 議案第150号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算（第11号）
第 5 議案第151号 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（22名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 藤森真悦 議員 | 2番 花田進 議員 |
| 3番 高橋美奈 議員 | 4番 磯邊勇司 議員 |
| 5番 外崎英継 議員 | 6番 寺田幸光 議員 |
| 7番 黒沼剛 議員 | 8番 桑田哲明 議員 |
| 9番 山田善治 議員 | 10番 鳴海初男 議員 |
| 11番 松本和春 議員 | 12番 木村慶憲 議員 |
| 13番 成田和美 議員 | 14番 吉岡良浩 議員 |
| 15番 秋元洋子 議員 | 16番 平山秀直 議員 |
| 17番 三潟春樹 議員 | 18番 木村博 議員 |
| 19番 山口孝夫 議員 | 20番 伊藤永慈 議員 |
| 21番 木村清一 議員 | 22番 加藤馨 議員 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 佐々木 孝 昌

| | |
|----------------------|-------|
| 副市長 | 一戸治孝 |
| 総務部長 | 飯塚祐喜 |
| 財政部長 | 櫛引和雄 |
| 民生部長 | 佐々木秀文 |
| 福祉部長 | 藤元泰志 |
| 経済部長 | 三橋大輔 |
| 建設部長 | 川浪治 |
| 上下水道部長 | 三和不二義 |
| 会計管理者 | 中谷文一 |
| 教育長 | 原真紀 |
| 教育部長 | 夏坂泰寛 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 中谷昌志 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 阿部徹也 |
| 監査委員 | 小田桐宏之 |
| 監査委員 事務局長 | 有馬敦 |
| 農業委員会会長 | 森義博 |
| 農業委員会理事・ 事務局長事務取扱 | 浅利寿夫 |
| 総務課長 | 鎌田寿 |
| 財政課長 | 佐々木崇人 |
| 市民課長 | 石田幸嗣 |
| 介護福祉課長 | 鳴海新一 |
| 農林水産課長 | 一戸武二 |
| 土木課長 | 古川清彦 |
| 経営管理課長 | 赤城一 |
| 教育総務課長 | 永山大介 |

◎職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 長谷川哲 |
| 次長 | 今智司 |

◎開会宣告

○磯邊勇司議長 皆さん、改めておはようございます。ただいまの出席議員22名、定足数に達しております。

これより令和3年五所川原市議会第8回臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○磯邊勇司議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○磯邊勇司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、藤森真悦議員、2番、花田進議員、3番、高橋美奈議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○磯邊勇司議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○磯邊勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第3 議案第149号から

日程第5 議案第151号まで

○磯邊勇司議長 次に、日程第3、議案第149号 専決処分の承認を求めることについてか

ら日程第5、議案第151号 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、令和3年五所川原市議会第8回臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第149号は、専決処分の承認を求めることについてであります。令和3年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第150号は、令和3年度五所川原市一般会計補正予算（第11号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,970万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ317億1,362万3,000円とするものであります。令和3年産の米価下落に伴う農家への支援対策に要する経費、小学校のトイレ洋式化の改修工事に係る追加経費等を計上するものであります。

議案第151号は、五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新たに附属機関として五所川原市指定管理者選定委員会を設置するため提案するものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員会付託省略の議決

○磯邊勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3件については委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の3件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯邊勇司議長 初めに、議案第149号 専決処分承認を求めることについて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

○磯邊勇司議長 次に、議案第150号 令和3年度五所川原市一般会計補正予算(第11号)について質疑を行います。

5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 議案第150号の令和3年度五所川原市一般会計の補正予算、この中の主食用水稲生産継続支援対策事業について質問させていただきます。

今回提案されている支援事業の1反歩単価6,000円で総額が1億9,590万円の財源が一般財源となっておりますけれども、これに地方創生臨時交付金を充てられますでしょうか、お伺いいたします。

○磯邊勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 このたびの補正予算は、議員おっしゃるとおり主食用水稲生産継続支援対策事業ほか全事業の財源を財政調整基金繰入金としております。御質問の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当につきましてですが、令和3年度分交付決定額及び令和2年度からの繰越分で予算措置していない交付金が合わせて7,218万3,000円あります。そのほか、本年度予算で充当している事業の精算も含めて12月補正予算で財源振替をする予定としておりまして、主食用水稲生産継続支援対策事業の一部にも充当できるものと考えております。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ありがとうございます。

もう一つは、確認のためお聞きいたします。生産調整を国の指導から各自治体や農業団体の自主的な取組として、米価の安定を図るために当市においても農業再生協議会を組織し、生産調整を進めています。この協議会の会長は、副市長が当たっておりますけ

れども、生産者は米価安定のために40%を超える、地域によっては50%を超える生産調整、いわゆる転作をしています。主食用米とは別に、安い価格の加工米などに取り組み、協力しているのが実態でございます。生産者からは正直者がいつもばかを見るという声が聞かれます。市として、農業再生協議会で転作を推進する立場にある観点から、生産調整参加者と不参加者の支援について、考え方をお伺いいたします。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

今回の支援は、コロナ禍に伴う外食控えによる米余り、これに起因する米価下落に対する支援が目的であります。この事業の対象者について、米価下落を防ぐために努力をしてきた生産調整参加者に限るべきであるとの意見が出ていることは承知をしておりますけれども、生産調整については国が米の作付の自由を認めた以上、生産調整への不参加を理由として行政施策面での不平等や不利益、また罰則的な措置を取ることは難しいものと考えております。

このため、今回の補助につきましては、生産調整の参加者も不参加者も同じ条件とすることとし、不参加者には地域農業再生協議会が示した生産調整割合分を差し引いた主食用米栽培面積を限度に補助対象としたところでございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 今回かつてない3,400円の米価下落に加えて、皆さん御承知のとおり原油価格の高騰により、肥料、農薬はもとより、ビニールハウス部材など、ありとあらゆる資材が高騰しており、生産者の意欲低下は計り知れないものがあります。

今回提案されている支援は、1反歩6,000円です。内訳を見れば、令和3年、今年ですが、概算金で生産費を賄えない部分の35%程度を支援し、これに1反歩4,000円、もう一つは今回過大な配慮をいただいた来年の令和4年産に関わる生産資材の購入、いわゆる来年購入する肥料、農薬、種もみ、ビニールなど、高騰している資材の増加分の50%程度に1反歩2,000円というふうになってございます。合わせて6,000円で、1俵換算にすれば600円ということになるろうかと思えます。ただ、この2,000円は令和4年の高騰する資材代に対する補助で、今年産の下落した米価に対する補助は1反歩4,000円、1俵当たりでは400円となります。1反歩当たり10俵換算ですので、400円ですけれども、当地区の1反歩の平均反収は646キロ、これだと1俵当たり大体370円となります。まして当地区は、11俵以上の反収を上げている農家が大半でございます。それをこの400円の補助で割り返すと、370円を割り込む形になります。

国の収入減少影響緩和措置、いわゆるナラシ対策や収入保険制度で補填はされるものの、いずれも9割程度までナラシは減額分の4分の3は国から補填だが、4分の1は自分の積立てを取り崩してのものです。収入保険も1割は自分の積立てです。発動となれば、新たな積立てが必要になるわけでございます。ナラシにおける国からの8割補填も、基準価額や算定により単純に3,400円の8割ではありません。それ以下になります。

そしてまた、このナラシ対策や収入保険の加入割合が当市において面積の加入率では80%、加入者の割合においては51%台となっている現状です。面積で2割、加入者では5割近い方が加入していないのが現状。

当市において、農業は基幹産業であります。今生産者は、今年使った肥料、農薬代、機械のローンも払えない状況にあります。無利息の資金援助もありますけれども、借りたものは返さなければなりません。次年度からの経営を大きく圧迫するわけでございます。県内の市町村でも、米価下落対策、新聞報道されています。いち早く打ち出したのが隣のつがる市、1反歩5,800円でした。これに追従する形で各町村も5,000円から5,800円となってございます。それ以下のところもありますが、ただこの5,800円というのが基準ではないと思います。この緊急事態に生産者が意欲を持って来年度も稲作に励めるようにするためには、新たな追加支援するべきではないでしょうか。

先ほども述べましたとおり、今回今年産の米価下落分に対し、1反歩4,000円の支給が提案されていますが、今年度下落3,400円に対して、先ほどの1俵400円とともに新たに追加で400円、1反歩当たり4,000円の追加支援あってもいいと思います。総額では1俵当たり1,000円、1反歩では1万円になりますが、これに対して市の考え方をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○磯邊勇司議長 答弁、経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えいたします。

こちらの主食用水稲生産継続支援対策事業についてのお尋ねでございます。まず、第1点として、この補助金でありますけれども、議員がおっしゃるような損失の補填、あるいは補償といった性質のものではありませんで、次期作の生産費確保の支援でございます。

また、第2点として、あくまでも補助でありまして、ナラシあるいは収入保険に加入していることを前提といたしまして、それでもなお農業の経営体を受ける価格下落影響の激変を緩和する措置として特例的に実施するものでございます。

以上のような考え方に基つき、県内各自治体の米価下落に対する支援水準を勘案しつ

つ、現段階でできる限りの支援を行うものでございます。

以上です。

○磯邊勇司議長 5番、外崎英継議員。

○5番 外崎英継議員 ありがとうございます。

市長から答弁いただけなかったわけですが、令和2年度、前年度9億円の黒字が出ております。困っている農家のために、これを有効に使うべきではないでしょうか。

質問の回数が限られておりますので、追加支援の検討を強く要望し、これで質疑を終わります。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○磯邊勇司議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 関連で、私は経済建設常任委員の立場として、本当を言えばこういう本会議で質問できない立場ですが、委員会付託を省略いたしましたので、質問させていただきます。

まず、この支援ですが、いつからいつまでの期間になっていますか。

○磯邊勇司議長 答弁、経済部長。

○三橋大輔経済部長 一応年度とすれば、令和3年度予算ですが、想定しておりますのは令和4年産の米を安定して生産するために農家の方々を支援するという目的でございます。

○磯邊勇司議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 それじゃ、期間はまだ限定されていないということですか。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 先ほども申し上げましたが、予算とすれば令和3年度予算になりますので、令和4年の3月31日までということになりますけれども、意図しているものは令和4年産米をスムーズに作付していただくための支援であるというふうに考えております。

○磯邊勇司議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 この申請は、要するに計画書を上げた人が申請してもらうというのと、役所側から直接ということではないですか。どっちなんですか。申請していて、初めて来るといふことなんですか。

○磯邊勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 この補助金の算定上の基礎になりますのが主食用米の出荷数量の届出が基準となっておりますので、そちらのデータに関しては市のほうで把握してござい

ます。生産者の皆さんになるべく手間を取らせないように、こちらでその補助金の計算の基礎になる数字がありますから、この議決をもしいただければ、今日中にでも必要なデータが入った状態の申請書を生産者の皆さんにお送りして、内容を確認して、押印して、返信用の封筒で送り返していただければ、最短では今月の末にでもこの交付金、補助金を受け取っていただけるような段取りとしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○磯邊勇司議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 この中に関係者が何人かおるわけです。うちの会派にも2人ぐらいいるんですか、至誠公明会さんでも3人か4人ぐらい申請できる関係者がいるわけです。ここで金額の議論をするのであれば、その関係者を除斥してかかるべきではないですか。議長、どう思いますか。私は、質問した方が関係者かどうかは把握していませんけれども、農林水産課長か部長、この中にそういう関係者が何人いるんですか。

○磯邊勇司議長 経済部長、分かりますか。

農林水産課長。

○一戸武二農林水産課長 現在私の把握している中では、3名いらっしゃいます。

○磯邊勇司議長 21番、木村清一議員。

○21番 木村清一議員 これは、要するに金額の議論するのであれば、賛成、反対するかどうか分かりませんが、この議場にて関係者がどうのこうのと、もしそういう立場であれば、私はこの金額のどうのこうのというのはできないはずだと思います。この議場の中に関係者がいれば。利益誘導という具合に取られかねないという疑惑が生じるからです。議論がなくてそのままいくのであればいいんですけども、金額を掲示してきたり、どうのこうのするのであれば、反対があるのであれば、採決する場合は除斥を願うのが筋だと思うんですけども、どうですか。

○磯邊勇司議長 これは、私のほうから答弁はできませんよ。21番、そう思っています。

木村議員、3回まででしたので。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○磯邊勇司議長 次に、議案第151号 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯邊勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎閉会宣告

○磯邊勇司議長 これにて令和3年五所川原市議会第8回臨時会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月9日

五所川原市議会議長 磯 邊 勇 司

五所川原市議会議員 藤 森 真 悦

五所川原市議会議員 花 田 進

五所川原市議会議員 高 橋 美 奈